

# 宮古市随意契約ガイドライン

平成 24 年 4 月 17 日制定

## 1 制定の趣旨

本ガイドラインは、建設工事及び建設関連業務委託、動産又は不動産の購入又は売払い並びに役務関係業務委託に係る随意契約の事務を適正かつ円滑に進めるため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 に規定する随意契約に係る事項の解釈、事例等を示したものである。

## 2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、次のとおりとする。

- ア 建設工事 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 17 年宮古市告示第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する市営建設工事及び宮古市小規模修繕契約希望者登録要領（平成 18 年 1 月 12 日市長決裁）第 2 条に規定する小規模修繕契約をいう。
- イ 建設関連業務委託 市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 20 年宮古市告示第 110 号）第 2 条に規定する業務をいう。
- ウ 物品購入等 ア及びイを除く契約をいう。

## 3 随意契約の基本的な考え方

随意契約とは、ある一定の要件の下に、地方公共団体が原則とする競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定し、契約を締結する方法で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定により認められているものである。

随意契約を締結するにあたっては、法令等の根拠を明確にしておかなければならぬ。また、随意契約の適用にあたっては、いたずらに拡大解釈し、又は濫用してはならない。

随意契約を選択する場合は、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的に、又は総合的に判断した理由及び経緯を明確にしなければならない。

## 4 令第 167 条の 2 第 1 項の運用

### （1）令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が宮古市財務規則（平成 17 年宮古市規則第 66 号。以下「規則」という。）第 124 条別表第 2 の 2 に定める額を超えないものをするとき。

#### ア 解釈

本号の規定は、事務手続きの簡素化や経費面から、小額な契約について随意契約によることができるものである。なお、予定価格が別表第 2 の 2 に掲げる額以下のものについて随意契約を締結する場合で、他の号に該当する理由がないときは、本号を適用する。

契約の種類	予定価格（税込）	適用
（ア）工事又は製造の請負	130 万円を超えないもの	建設工事のほか、建築物等の修繕を含む。印刷製本についても、請負であれば、製造の請負に属する。

(イ) 財産の買入れ	80万円を超えないもの	動産、不動産の有体財産のほか、無体財産権等を含む。物品の購入や印刷製本(買取り方式に限る。)による場合は、財産の買入れに属する。
(ウ) 物件の借入れ	40万円を超えないもの	土地、建物、機械、器具等の物件
(エ) 財産の売払い	30万円を超えないもの	動産、不動産の有体財産のほか、無体財産権等を含む。
(オ) 物件の貸付け	30万円を超えないもの	動産、不動産の貸付け
(カ) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの	業務委託、役務の提供、物品の修繕等の契約

(2) 令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

ア 解釈

本号の規定は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に随意契約ができる旨を規定したものである。本号の規定に該当するかどうかは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、合理的な裁量判断により決定されるものである。

「不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い」は、本号の「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の例である。

「その他の契約」で「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次が該当する。

- (ア) 契約の目的物が、特定の者でなければ履行することができないものであるとき。
- (イ) 特殊の性質を有するため、若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊な技術を必要とするとき。
- (ウ) 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- (エ) 市の行為を秘密にする必要があるとき。
- (オ) 運送又は保管をさせるとき。
- (カ) 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるもの生産に係る物品を売り払うとき。
- (キ) 条例又は議会の議決により財産を譲与又は無償貸付けをすることができる者に当該財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (ク) 非常災害による罹災者に市の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- (ケ) 罷災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付ける

とき。

- (コ) 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき。
- (サ) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物品を売り払い又は貸し付けるとき。
- (シ) 産業又は開拓事業の保護奨励のため必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- (ス) 公益事業の用に供するため必要な物件を直接に事業者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (セ) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (ソ) 委託先が法令等で定められているもの又は法令等の規定により相手方が特定されるとき。
- (タ) 法令等で料金が定められているとき。
- (チ) 政策を推進するために、特定の者と契約するとき。
- (ツ) 価格以外の要素における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定するとき。

イ 契約の種類ごとにおける事例

- (ア) 建設工事
  - a 特殊な技術、機器、設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。
    - (a) 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
    - (b) 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
    - (c) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
    - (d) ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
  - b 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき。
    - (a) 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない工事
    - (b) 既存の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
    - (c) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- (イ) 建設関連業務委託、物品購入等
  - a 特許、実用新案、独自技術等を1者のみが有し、その他の業者では知りえない技術等によらなければ、履行することが困難であるとき。
  - b 既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあるとき。
  - c コンペ、プロポーザル方式等の競争又は比較競技により契約の相手方を予め特定

しているとき。

- d 行政の施策を推進するための専門知識、ノウハウ又は豊富な業務実績等が不可欠となる業務を委託するとき。
- e リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約をするとき。
- f 特定の物でなければ用を足すことができず、かつ1者のみが有する物品を買い入れ又は借り入れるとき（その物品の製造者が1者であっても、それを販売する者が複数である場合を除く。）。
- g 美術品、芸術品、骨董品等をその生産又は製造の場所から直接買い入れる必要があるとき。
- h 用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができない物品をその生産又は製造の場所から直接買い入れる必要があるとき。
- i 土地又は建物を、特別の理由のある者に売り払い若しくは貸し付け又は市の買入れ条件を満たすとき。
- j 切手、印紙等の額面金額をもって購入するとき。
- k 事業の目的、内容等から特定の者と契約しなければ当該事業を達成することができないとき。
- l 政策目的を達成するため、特定の者と契約することで意思決定されているとき。
- m 印刷物等で、特定の者が原版を保有しているとき。

(3) 令第167条の2第1項第3号及び第4号

障害者支援施設等（これらに準ずる者として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）で定める手続きにより市長の認定を受けた者を含む。）において製作された物品を買い入れる契約及び役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等（これらに準ずる者として地方自治法施行規則で定める手続きにより市長の認定を受けた者を含む。）から役務の提供を受ける契約又は新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

ア 運用

本号により随意契約する場合、契約の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するため、規則第124条の2で定める発注見通し等の公表を行う。公表手続きは、総務企画部契約検査課において行う。

(4) 令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

ア 解釈

本号の規定は、天災地変その他の急迫の場合であって公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなとき、及び競争入札に付していては契約の目的を達成できないときに適用するものである。

「急迫の場合」とは、天災地変その他予見不可能な急迫の事態があつて、市民の生命、健康、財産に著しい危険が生じるおそれがある場合（客観的事由であること。）をいい、緊急の必要があるものに限る。

イ 契約の種類ごとにおける事例

(ア) 建設工事

- a 堤防崩壊、道路陥没等が発生したとき。
    - (a) 海岸又は河川において堤防が崩壊した場合の応急工事
    - (b) 道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事
    - (c) 地すべり等の災害に伴う応急工事
  - b 電気、機械設備等が故障したとき。
    - (a) 水道、下水道施設等の設備機器等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事
    - (b) 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急工事
  - c 供用施設の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合が生じたとき。
    - (a) 水道、下水道施設、河川施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生若しくは発生するおそれのある場合に行う管渠の応急工事
    - (b) 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う応急工事
    - (c) その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事
  - d 災害の未然防止のために必要が生じたとき。
    - (a) 堤防崩壊、落石等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大するおそれのある場合の応急工事
    - (b) 交通事故等による二次災害を防止するための応急工事
- (イ) 建設関連業務委託  
建設工事の例による。
- (ウ) 物品購入等
- a 災害、設備機器等が故障したとき。
    - (a) エレベーター等設備機器、遊具等設備の緊急点検等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務
  - b 供用施設等の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合が生じたとき。
    - (a) 施設等の破損又は不具合により処理できなくなった下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分に係る応急業務（廃棄物処理、運搬等）
    - (b) その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
  - c OAシステム又はインターネットを通じた申請システム等に不具合が生じた場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な影響や利便性低下が生じるとき。
  - d 公の秩序維持のための警備に関連する業務又は災害発生時の住民避難に関する業務を実施するとき。
  - e 天災地変その他災害等により緊急に調達の必要があるとき。
  - f 感染症（高病原性鳥インフルエンザ、S A R S（重症急性呼吸器症候群）等）発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入するとき。

(5) 令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

ア 解釈

本号の規定は、契約の目的に照らした結果、施工又は実施できる者が一定数限定される場合には、競争入札による手続きの煩雑、経費の増加及び契約の相手方の決定に要する日時を考慮すると随意契約を適用する方が有利に契約締結できる場合又は競争入札に付することが不利になる場合に適用するものとする。「競争入札に付すことが不利と認められるとき」とは、おおむね次の場合が該当する。

(ア) 現に履行中の契約に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

(イ) 早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

#### イ 契約の種類ごとの事例

(ア) 建設工事

a 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。

(a) 当初予期し得なかつた事情の変化等により必要となった追加工事

(b) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

b 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。

(a) 前工事と後工事が、一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

(b) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であつて、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

c 他の発注者又は市の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

(a) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

(b) 他の発注者又は市の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

(イ) 建設関連業務委託

建設工事の例による。

(ウ) 物品購入等

a 通常、競争が成り立つ買い手市場であるものが、事変、災害等の関係で売り手市場に変化しようとしており、急速に契約をしなければ契約をする機会を失うとき。

b 物品の買入れの契約においては価格の暴騰により、又は売払いの契約においては価格の暴落により、市にとって不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

c 他の発注に係る実施中の業務の内容と重複又は関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるとき。

(6) 令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

ア 解釈

本号の規定は、予定価格から勘案して、明らかに有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときに適用するものとする。例えば、市の欲する物品を多量に所有しているため、又は市の意図する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため、他の者に比べて著しく低価で契約を締結することができる場合が該当する。しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうかも不確定であることから、本号を適用する場合は市場調査を行う等、慎重に決定しなければならない。

イ 契約の種類ごとにおける事例

(ア) 建設工事

- a 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。
- b 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められるとき。

(イ) 建設関連業務委託、物品購入等

- a 競争によるときは、入札者が業者間に存する協定等に拘束され、低い価格によって入札することができないが、随意契約によるときは協定等に拘束されずに値引きすると見込まれるとき。
- b 契約の目的物たる物品を多量に所有しているとき。

(7) 令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

ア 解釈

本号の規定は、次に該当するときに適用するものとする。

(ア) 競争に付しても入札者がないとき。

最初競争入札に付しても入札者が無く、又は再度の入札に付してもすべての者が辞退し、かつ、資格要件の緩和若しくは設計積算を見直したうえで再度公告をし、又は再度指名からやり直して競争に付すもの（以下「再度公告入札等」という。）を行っていては、契約の目的が達成できないとき。

(イ) 再度の入札に付し落札者がないとき。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないため）、直ちに令第 167 条の 8 第 3 項の規定に基づき再度の入札を行ったが、入札条件で定める再度の入札の回数を執行しても落札者がなく、かつ、再度公告入札等を行っていては、契約の目的が達成できないとき。

(8) 令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号  
落札者が契約を締結しないとき。

ア 解釈

本号の規定は、次に該当するときに適用するものとする。

- (ア) 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じないとき。  
(イ) 競争入札において落札したにもかかわらず、落札決定後に指名停止措置となる等、落札者の責により契約締結ができない状態に陥ったとき。

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立（契約担当者が契約書の案を作成し、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印し、契約を確定させることをいう。）に必要な手続きをしないことをいう。この場合は、改めて一般競争入札又は指名競争入札により契約の相手方を決定するのが法律上の建前ではあるが、落札者が契約を締結しない場合においては、支出の原因となる契約にあっては落札価格以下（最低制限価格を設けた場合は、当該最低制限価格以上）の、収入の原因となる契約にあっては落札価格以上の価格で契約を締結する者があったときは、その者と契約を締結することは何ら支障も生じないため、これらの者と随意契約により契約を締結し、事務の合理化を図るものである。

## 5 見積書の取扱い

見積書の取扱いについては、規則第 125 条で「原則として 3 人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、1 件の予定価格が 10 万円未満のとき、又は特殊な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

「特殊な理由」により、1 人又は 2 人から見積書を徴しようとするとき及び見積書を徴せずに契約しようとするときは、契約の性質又は目的により判断した理由及び経緯を明確にしなければならない。